催しました。 令和元年12月9日に委員会を開 委員会での質疑は次

のとおりです。 【議案第26号について】

部門長の身分は 各地区センターの防災、 祉、コミュニティなどの各 福

各部門長は、 で決めます。 各地区の会則

各地区センターの事業は、 各地区の会則で定めるのか

問

各地区で決めていくという 考え方です。

どは、 公民館条例で禁止となって センターになれば行えるの いた宗教活動、 営利活動な

のか

問

問

| 今後規則を定めますので、 その中で検討していきます。

と金額に大きな差が出ないよう、

自由度を高めたい。まずは今まで

付金に一本化し、

地区での

基本的には、大きな枠の交

同規模の予算にしたいと考えてい



ることはできるのか つきが出るので、市で定額を定め 部門長などの報酬はどうな るのか。また、 地区でばら

交付金の枠の中で考えてい ただくことになります。

問 各部門の責任者は、兼任す ることはできるのか

運営に携わっていただきたいの 専任をお願いしていきます。 多くの人が地区センターの 将来的には兼任ではなく、

示すべきでは 問 運営がうまくいくまでは支 支援をどのように行うかを 市は地区センターに必要な

地域に出向き一緒になって考えて いきたいと思います。 援をし、何か問題があれば、

地区センターの予算や補助 金はどのように考えている 《令和2年4月から》

問

規則はいつできるのか

細かいところは決めていきた 案はできています。これ ら各地区の意見を聞きつ

【議案第28号について】 体育施設使用料を以前と同

額にした理由は

センター化によって市 民

いと考えています。

サービスの低下にならない 据え置きにしました。

ように、

か

定しました。 案について、 第26号から議案第28号までの3議 その後の委員間討議では、 次の意見書提出が決 議案

定するよう求める」 区の意見・要望を充分反映して制 る3条例の規則については、 一御前崎市地区センターに関 各地 す

まちづくりの拠点』 社会教育 コミュニティ関連 生涯学習 ・健康づくり など)(高齢者支援・子育て支援 福 防 (方面隊・地域防災) 祉 災 関 関 連

地区センターに移行して変わること

- 社会教育の実践の場から、地域づくり活動の場へ利用範囲が拡大します。
- 市窓口は、教育委員会から市長部局(総務部)に変更となります。
- 地区センターの運営に関する『地区センター運営協議会(仮称)』を設立 ことにより、地域と行政が協働した取り組みが広がります。

地区センターに移行しても変わらないこと

- 施設の管理は、御前崎市で行います。(公設公営)
- 生涯学習などの講座は各地区センターで引き続き実施します。
- ラブやサークルなどの一般利用は、今まで通りです。